

(別添 1)

早期退職に係る募集実施要項

平成 31 年 3 月 4 日
農 林 水 産 大 臣
林 野 庁 長 官
水 産 庁 長 官

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1. 募集の対象

応募日現在で 45 歳以上 60 歳未満の職員

なお、定年年齢が 60 歳を超える職員については、「定年年齢から 15 年を減じた年齢以上の職員」とする。

2. 募集人数

30 人程度

3. 募集の期間（約一ヶ月）

平成 31 年 3 月 11 日（月）12 時から平成 31 年 4 月 18 日（木）12 時まで

なお、応募人数が募集人数を超えた段階で募集を締め切る場合がある。その場合は直ちに周知する。

4. 退職すべき期間

平成 31 年 3 月 31 日（日）から平成 31 年 4 月 19 日（金）まで

応募認定後、上記の期間の中から退職すべき期日を定め、通知する。

なお、認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続き

- (1) 応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記 7 の応募受付宛先に電子メールにて提出する。応募する場合には、事前又は事後速やかに下記 6 の所属の「本件に関する相談先」にその旨連絡する。

また、早期退職募集に応募して認定された職員のうち、民間企業への再就職の支援を希望する職員は、「応募申請書」の「1 応募をする早期退職希望者の募集について」欄中「備考」欄に再就職支援の希望がある旨を記載する。

- (2) 認定又は不認定の通知書は、所属の人事担当者を通じて交付される。

通知書は、特段の事情がある場合を除き、応募日から退職すべき期間の末日までの間に交付される。

- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）に必要事項を記入の上、下記 7 の応募受付宛先に電子メールにて提出する。なお、応募の場合と同様に、提出の事前又は事後速やかに下記 6 の所属の「本件に関する相談先」にその旨連絡する。

6. 本件に関する相談先

別紙「所属人事担当相談窓口」に記載された所属の担当者

7. 応募受付宛先（※農林水産省の各機関分は大臣官房秘書課任用班内及び同地方人事班内、林野庁の各機関分は林野庁林政部林政課人事第1班内、水産庁は水産庁漁政部漁政課人事班内に設置（受付担当は別紙「所属人事担当相談窓口」に記載された所属の担当者とする。））

- (1) 本省内部部局、農林水産研修所、農林水産政策研究所、農林水産技術会議事務局の職員・・・
- (2) 検査指導機関の職員・・・
- (3) 北海道農政事務所の職員・・・
- (4) 東北農政局の職員・・・
- (5) 関東農政局の職員・・・
- (6) 北陸農政局の職員・・・
- (7) 東海農政局の職員・・・
- (8) 近畿農政局の職員・・・
- (9) 中国四国農政局の職員・・・
- (10) 九州農政局の職員・・・
- (11) 林野庁の職員・・・
- (12) 水産庁の職員・・・

（注1）次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は、応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用されている職員
- (3) 平成31年4月19日までに定年に達する者
- (4) 平成31年3月11日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成31年3月11日から平成31年4月18日まで（募集の期間内）の間に懲戒処分を受けた者

（注2）応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(別添 2)

早期退職に係る募集実施要項

令和元年 6 月 17 日
農 林 水 産 大 臣
林 野 庁 長 官
水 産 庁 長 官

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1. 募集の対象

応募日現在で 45 歳以上 60 歳未満の職員

なお、定年年齢が 60 歳を超える職員については、「定年年齢から 15 年を減じた年齢以上の職員」とする。

2. 募集人数

40 人程度

3. 募集の期間（約二ヶ月）

令和元年 6 月 24 日（月）12 時から令和元年 8 月 23 日（金）12 時まで

なお、応募人数が募集人数を超えた段階で募集を締め切る場合がある。その場合は直ちに周知する。

4. 退職すべき期間

令和元年 6 月 30 日（日）から令和元年 9 月 30 日（月）まで

応募認定後、上記の期間の中から退職すべき期日を定め、通知する。

なお、認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続き

- (1) 応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記 7 の応募受付宛先に電子メールにて提出する。応募する場合には、事前又は事後速やかに下記 6 の所属の「本件に関する相談先」にその旨連絡する。

また、早期退職募集に応募して認定された職員のうち、民間企業への再就職の支援を希望する職員は、「応募申請書」の「1 応募をする早期退職希望者の募集について」欄中「備考」欄に再就職支援の希望がある旨を記載する。

- (2) 認定又は不認定の通知書は、所属の人事担当者を通じて交付される。

通知書は、特段の事情がある場合を除き、応募日から退職すべき期間の末日までの間に交付される。

- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）に必要事項を記入の上、下記 7 の応募受付宛先に電子メールにて提出する。なお、応募の場合と同様に、提出の事前又は事後速やかに下記 6 の所属の「本件に関する相談先」にその旨連絡する。

6. 本件に関する相談先

別紙「所属人事担当相談窓口」に記載された所属の担当者

7. 応募受付宛先（※農林水産省の各機関分は大臣官房秘書課任用班内及び同地方人事班内、林野庁の各機関分は林野庁林政部林政課人事第1班内、水産庁は水産庁漁政部漁政課人事班内に設置（受付担当は別紙「所属人事担当相談窓口」に記載された所属の担当者とする。））

- (1) 本省内部部局、農林水産研修所、農林水産政策研究所、農林水産技術会議事務局の職員・・・
- (2) 検査指導機関の職員・・・
- (3) 北海道農政事務所の職員・・・
- (4) 東北農政局の職員・・・
- (5) 関東農政局の職員・・・
- (6) 北陸農政局の職員・・・
- (7) 東海農政局の職員・・・
- (8) 近畿農政局の職員・・・
- (9) 中国四国農政局の職員・・・
- (10) 九州農政局の職員・・・
- (11) 林野庁の職員・・・
- (12) 水産庁の職員・・・

（注1）次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は、応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用されている職員
- (3) 令和元年9月30日までに定年に達する者
- (4) 令和元年6月24日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年6月24日から令和元年8月23日まで（募集の期間内）の間に懲戒処分を受けた者

（注2）応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(別添3)

早期退職に係る募集実施要項

令和元年9月2日
農林水産大臣
林野庁長官
水産庁長官

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1. 募集の対象

応募日現在で45歳以上60歳未満の職員

なお、定年年齢が60歳を超える職員については、「定年年齢から15年を減じた年齢以上の職員」とする。

2. 募集人数

10人程度

3. 募集の期間（約一ヶ月）

令和元年9月9日（月）12時から令和元年10月3日（木）12時まで

なお、応募人数が募集人数を超えた段階で募集を締め切る場合がある。その場合は直ちに周知する。

4. 退職すべき期間

令和元年9月30日（月）から令和元年10月4日（金）まで

応募認定後、上記の期間の中から退職すべき期日を定め、通知する。

なお、認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続き

(1) 応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記7の応募受付宛先に電子メールにて提出する。応募する場合には、事前又は事後速やかに下記6の所属の「本件に関する相談先」にその旨連絡する。

また、早期退職募集に応募して認定された職員のうち、民間企業への再就職の支援を希望する職員は、「応募申請書」の「1 応募をする早期退職希望者の募集について」欄中「備考」欄に再就職支援の希望がある旨を記載する。

(2) 認定又は不認定の通知書は、所属の人事担当者を通じて交付される。

通知書は、特段の事情がある場合を除き、応募日から退職すべき期間の末日までの間に交付される。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）に必要事項を記入の上、下記7の応募受付宛先に電子メールにて提出する。なお、応募の場合と同様に、提出の事前又は事後速やかに下記6の所属の「本件に関する相談先」にその旨連絡する。

6. 本件に関する相談先

別紙「所属人事担当相談窓口」に記載された所属の担当者

7. 応募受付宛先（※農林水産省の各機関分は大臣官房秘書課任用班内及び同地方人事班内、林野庁の各機関分は林野庁林政部林政課人事第1班内、水産庁は水産庁漁政部漁政課人事班内に設置（受付担当は別紙「所属人事担当相談窓口」に記載された所属の担当者とする。））

- (1) 本省内部部局、農林水産研修所、農林水産政策研究所、農林水産技術会議事務局の職員・・・
- (2) 検査指導機関の職員・・・
- (3) 北海道農政事務所の職員・・・
- (4) 東北農政局の職員・・・
- (5) 関東農政局の職員・・・
- (6) 北陸農政局の職員・・・
- (7) 東海農政局の職員・・・
- (8) 近畿農政局の職員・・・
- (9) 中国四国農政局の職員・・・
- (10) 九州農政局の職員・・・
- (11) 林野庁の職員・・・
- (12) 水産庁の職員・・・

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は、応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用されている職員
- (3) 令和元年10月4日までに定年に達する者
- (4) 令和元年9月9日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年9月9日から令和元年10月3日まで（募集の期間内）の間に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(別添 4)

早期退職に係る募集実施要項

令和元年12月2日
農林水産大臣
林野庁長官
水産庁長官

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1. 募集の対象

応募日現在で45歳以上60歳未満の職員

なお、定年年齢が60歳を超える職員については、「定年年齢から15年を減じた年齢以上の職員」とする。

2. 募集人数

130人程度

3. 募集の期間（約二ヶ月）

令和元年12月9日（月）12時から令和2年2月7日（金）12時まで

なお、応募人数が募集人数を超えた段階で募集を締め切る場合がある。その場合は直ちに周知する。

4. 退職すべき期間

令和元年12月31日（火）から令和2年3月31日（火）まで

応募認定後、上記の期間の中から退職すべき期日を定め、通知する。

なお、認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続き

- (1) 応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記7の応募受付宛先に電子メールにて提出する。応募する場合には、事前又は事後速やかに下記6の所属の「本件に関する相談先」にその旨連絡する。

また、早期退職募集に応募して認定された職員のうち、民間企業への再就職の支援を希望する職員は、「応募申請書」の「1応募をする早期退職希望者の募集について」欄中「備考」欄に再就職支援の希望がある旨を記載する。

- (2) 認定又は不認定の通知書は、所属の人事担当者を通じて交付される。

通知書は、特段の事情がある場合を除き、応募日から退職すべき期間の末日までの間に交付される。

- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）に必要事項を記入の上、下記7の応募受付宛先に電子メールにて提出する。なお、応募の場合と同様に、提出の事前又は事後速やかに下記6の所属の「本件に関する相談先」にその旨連絡する。

6. 本件に関する相談先

別紙「所属人事担当相談窓口」に記載された所属の担当者

7. 応募受付宛先（※農林水産省の各機関分は大臣官房秘書課任用班内及び同地方人事班内、林野庁の各機関分は林野庁林政部林政課人事第1班内、水産庁は水産庁漁政部漁政課人事班内に設置（受付担当は別紙「所属人事担当相談窓口」に記載された所属の担当者とする。））

- (1) 本省内部部局、農林水産研修所、農林水産政策研究所、農林水産技術会議事務局の職員・・・
- (2) 検査指導機関の職員・・・
- (3) 北海道農政事務所の職員・・・
- (4) 東北農政局の職員・・・
- (5) 関東農政局の職員・・・
- (6) 北陸農政局の職員・・・
- (7) 東海農政局の職員・・・
- (8) 近畿農政局の職員・・・
- (9) 中国四国農政局の職員・・・
- (10) 九州農政局の職員・・・
- (11) 林野庁の職員・・・
- (12) 水産庁の職員・・・

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は、応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用されている職員
- (3) 令和2年3月31日までに定年に達する者
- (4) 令和元年12月9日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年12月9日から令和2年2月7日まで（募集の期間内）の間に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(別添5)

早期退職に係る募集実施要項

令和2年3月2日
農林水産大臣
林野庁長官
水産庁長官

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1. 募集の対象

応募日現在で45歳以上60歳未満の職員

なお、定年年齢が60歳を超える職員については、「定年年齢から15年を減じた年齢以上の職員」とする。

2. 募集人数

30人程度

3. 募集の期間（約一ヶ月）

令和2年3月9日（月）12時から令和2年4月16日（木）12時まで

なお、応募人数が募集人数を超えた段階で募集を締め切る場合がある。その場合は直ちに周知する。

4. 退職すべき期間

令和2年3月31日（火）から令和2年4月17日（金）まで

応募認定後、上記の期間の中から退職すべき期日を定め、通知する。

なお、認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続き

- (1) 応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記7の応募受付宛先に電子メールにて提出する。応募する場合には、事前又は事後速やかに下記6の所属の「本件に関する相談先」にその旨連絡する。

また、早期退職募集に応募して認定された職員のうち、民間企業への再就職の支援を希望する職員は、「応募申請書」の「1応募をする早期退職希望者の募集について」欄中「備考」欄に再就職支援の希望がある旨を記載する。

- (2) 認定又は不認定の通知書は、所属の人事担当者を通じて交付される。

通知書は、特段の事情がある場合を除き、応募日から退職すべき期間の末日までの間に交付される。

- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）に必要事項を記入の上、下記7の応募受付宛先に電子メールにて提出する。なお、応募の場合と同様に、提出の事前又は事後速やかに下記6の所属の「本件に関する相談先」にその旨連絡する。

6. 本件に関する相談先

別紙「所属人事担当相談窓口」に記載された所属の担当者

7. 応募受付宛先（※農林水産省の各機関分は大臣官房秘書課任用班内及び同地方人事班内、林野庁の各機関分は林野庁林政部林政課人事第1班内、水産庁は水産庁漁政部漁政課人事班内に設置（受付担当は別紙「所属人事担当相談窓口」に記載された所属の担当者とする。））

- (1) 本省内部部局、農林水産研修所、農林水産政策研究所、農林水産技術会議事務局の職員・・・
- (2) 検査指導機関の職員・・・
- (3) 北海道農政事務所の職員・・・
- (4) 東北農政局の職員・・・
- (5) 関東農政局の職員・・・
- (6) 北陸農政局の職員・・・
- (7) 東海農政局の職員・・・
- (8) 近畿農政局の職員・・・
- (9) 中国四国農政局の職員・・・
- (10) 九州農政局の職員・・・
- (11) 林野庁の職員・・・
- (12) 水産庁の職員・・・

（注1）次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は、応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用されている職員
- (3) 令和2年4月17日までに定年に達する者
- (4) 令和2年3月9日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和2年3月9日から令和2年4月16日まで（募集の期間内）の間に懲戒処分を受けた者

（注2）応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合